



第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（午前9時より受付開始）

開催場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー 9F
ベルサール六本木
グランドコンファレンスセンター

開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。

本総会の模様は、当日インターネットにてライブ配信を行います。詳細につきましては本招集ご通知の6頁をご覧ください。

なお、ライブ配信では議決権行使を行えませんので、本招集ご通知の4、5頁をご参照のうえ、事前に議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

目次

第19回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役6名選任の件
第4号議案	補欠監査役2名選任の件
第5号議案	役員賞与支給の件
第6号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入（更新）の件
事業報告	34
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	53

サクサ ホールディングス株式会社
証券コード：6675

株 主 各 位

東京都港区白金一丁目17番3号NBFプラチナタワー
サクサ ホールディングス株式会社
代表取締役社長 丸 井 武 士

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な感染防止策を行った上で、開催させていただくことといたしましたのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使されますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）から議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、同一の方法により重複して議決権を行使された場合は、最後に到着した議決権の行使を有効なものとして採用させていただきます。また、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター |

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第18条の規定により、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 - ◎本総会は、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネット等の手段を用いて、株主総会当日の議事進行の状況をライブ配信でご確認いただくことができます。詳細につきましては6頁をご参照ください。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.saxa.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の会社の体制および方針ならびに連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定により、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しております。
 - ◎節電のため会場内の室温を高めを設定し、当社役員および運営スタッフは軽装で対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液のご利用をお願い申し上げます。
 - ◎会場受付付近ではサーモグラフィによる体温チェックをさせていただきます。また、体調不良と見受けられる株主様には、会場へのご入場をお控えいただく場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため議事時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.saxa.co.jp/>) に掲載させていただきますので、必ず事前にご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分必着



インターネット等による議決権行使

次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社「C」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「スマート行使」について

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

① ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが右記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。
- パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

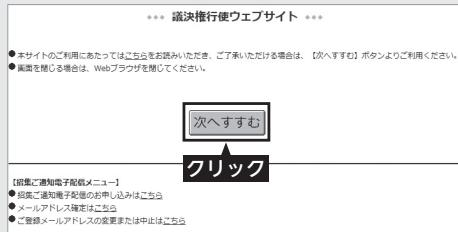
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル0120-768-524（年末年始除く9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル0120-288-324（平日9:00~17:00）

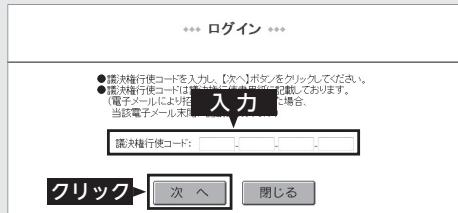
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



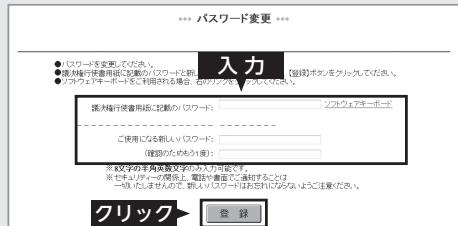
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会当日のライブ配信のご案内

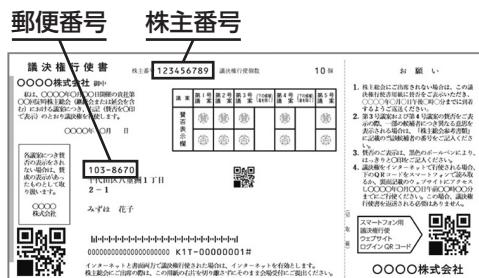
本総会につきましては、当日会場にご来場いただけない株主様にも、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の状況をライブ配信でご視聴していただくことが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」となります。ライブ配信のご視聴をご希望される株主様は、以下の事項をご確認くださいませようお願いいたします。

ライブ配信開始日時 | **2022年6月28日（火曜日）午前10時**
※午前9時30分よりアクセス可能です。

ライブ配信ウェブサイト | **<https://6675.ksoukai.jp>**

ID | **株主番号（9桁）**

パスワード | **郵便番号（7桁）** ※ハイフンを除く。



1. ご視聴方法

「ライブ配信ウェブサイト」に接続し、議決権行使書用紙に記載の「ID（株主番号9桁）」と「パスワード（郵便番号7桁）」を入力し、ログインください。

2. ライブ配信における注意事項

- (1) ライブ配信のご視聴によって、当日の採決への参加および議決権行使を行うことはできませんので、本招集ご通知の4、5頁をご参照のうえ、**事前に議決権行使を行っていただきますようお願いいたします。**
- (2) 通信環境により、ライブ配信の画像や音声乱了れ、あるいは一時断絶されるなどの障害が発生する可能性がございます。また、システム障害等の不測の事態によりご視聴いただけない場合がございます。
- (3) ライブ配信をご視聴していただく場合の通信料等の費用は、株主様のご負担となります。
- (4) ご来場の株主様のプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ず株主様が映り込んでしまう場合がございますのであらかじめご了承ください。

3. お問い合わせ先

株式会社ブイキューブ

受付日時：2022年6月28日（火）午前9時から株主総会終了まで

電話番号：03-4503-6582

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置付けるとともに、既存事業の経営基盤と収益力の強化を図りつつ、成長分野や新規事業に積極投資することにより企業価値の向上を実現することを基本方針としております。

利益配分にあたっては、企業価値向上に必要な投資に備えるための内部留保を確保しながら、良好な財務体質の維持と適正な株主還元を図ってまいります。

配当につきましては、当期の業績やキャッシュフローの状況等に加え、将来の収益見通しや投資計画、経営環境等を総合的に勘案して、連結配当性向30%を目安に、安定的かつ継続的な配当の実施を目指します。

当期の期末配当につきましては、当期の業績に在庫評価益および繰延税金資産の計上等の一時的な要因が含まれていること等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額175,194,900円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 中期経営計画（2021-2023）「サクサは変わる。」の施策である保有不動産の収益化を図ることを目的に、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の定款変更案のとおり改めるものであります。

（下線部は変更箇所であります。）

現行定款	定款変更案
(目 的) 第2条 (条文省略) (1)～(9) (条文省略) (10)不動産および福利厚生施設の管理運営、ビルおよび付属機械設備の清掃、保守、管理、営繕、衛生環境の維持管理ならびに消防設備の整備、保守点検 (11)～(15) (条文省略) 2. (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) (1)～(9) (現行どおり) (10)不動産および福利厚生施設の <u>賃貸</u> 、管理運営、ビルおよび付属機械設備の清掃、保守、管理、営繕、衛生環境の維持管理ならびに消防設備の整備、保守点検 (11)～(15) (現行どおり) 2. (現行どおり)

現行定款	定款変更案
<p data-bbox="158 173 743 234"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="158 241 743 476"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="393 529 506 559">(新 設)</p> <p data-bbox="393 884 506 914">(新 設)</p>	<p data-bbox="990 173 1111 204">(削 除)</p> <p data-bbox="778 529 967 559"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="763 567 1348 665"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="816 672 1348 839"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="1013 884 1096 914"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="763 922 1348 1126"><u>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="763 1134 1348 1232"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="763 1239 1348 1338"><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定を行うため、取締役を1名減員し、取締役6名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>再任 まるい たけと 丸井 武士 (1962年8月6日生)</p> <p><取締役在任年数> (本総会終結時) 4年</p> <p><取締役会出席状況> 20回/20回</p>	<p>1985年4月 沖電気工業株式会社入社</p> <p>2011年4月 同社通信システム事業本部企業ネットワークシステム事業部ネットワークワンストップセンタ長</p> <p>2014年4月 同社通信システム事業本部企業ネットワークシステム事業部長</p> <p>2016年4月 同社情報通信事業本部新規事業開発室長</p> <p>2017年4月 同社情報通信事業本部IoTアプリケーション推進部長</p> <p>2018年4月 サクサ株式会社執行役員パートナー営業本部長</p> <p>2018年6月 同社取締役兼常務執行役員パートナー営業本部長 当社取締役</p> <p>2019年4月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員</p> <p>2020年8月 同社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2020年9月 サクサビジネスシステム株式会社代表取締役社長 サクサシステムアメージング株式会社代表取締役社長</p>	4,900株
<p><選任理由および期待される役割の概要></p> <p>丸井武士氏は、2018年6月から当社の取締役として、また、2020年8月からは代表取締役社長として当社の経営を指揮し、経営者として豊富な経験、実績および識見を有しております。</p> <p>当社は、同氏が当企業グループの経営の舵取りと優れたリーダーシップを発揮できる者と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	<div data-bbox="243 243 308 278" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 小林俊夫 <small>こばやし とし お</small> (1961年2月5日生) <取締役在任年数> (本総会終結時) 1年 <取締役会出席状況> 15回/16回	1983年4月 沖電気工業株式会社入社 2011年9月 同社経理部チーフスペシャリスト 2014年4月 同社グループ企業部本部長 2014年6月 株式会社沖電気カスタマアドテック（現OKIクロステック株式会社）非常勤監査役 2016年4月 同社取締役経理部長 2019年4月 OKIクロステック株式会社執行役員経理部人事総務部担当 2020年12月 サクサ株式会社取締役兼常務執行役員（現任） 当社グループ内部統制室長（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	1,400株
<選任理由および期待される役割の概要> 小林俊夫氏は、当社の大株主である沖電気工業株式会社において主に経理部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は、財務戦略および内部統制を担当しております。また、サクサ株式会社において取締役兼常務執行役員を務めるなど、経営者として豊富な経験、実績および識見を有しております。 当社は、同氏が当企業グループの長期的な企業価値向上およびガバナンス体制の強化に貢献できる者であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	新任 まつばら ひでゆき 松原 秀之 (1964年3月9日生)	1988年4月 株式会社田村電機製作所入社 2012年4月 サクサ株式会社ソリューション営業統括本部社会インフラSBU長兼営業企画部推進G交通・社会インフラ担当部長 2013年4月 同社ソリューション営業統括本部社会インフラSBU長兼営業企画部商品企画G担当部長 2013年11月 同社ソリューション営業統括本部営業企画部商品企画G担当部長 2014年4月 同社ソリューション営業本部営業企画部長 2015年4月 同社ソリューション事業部統括部長 2016年4月 同社ソリューション事業部統括部長兼札幌営業所長 2016年10月 同社ソリューション事業部統括部長 2017年4月 同社執行役員営業統括本部オフィス営業本部長 2018年4月 同社執行役員オフィス営業本部長 2020年4月 同社常務執行役員営業本部長兼オフィス営業部長 2020年12月 同社取締役兼常務執行役員営業本部長（現任）	3,600株
<p><選任理由および期待される役割の概要></p> <p>松原秀之氏は、サクサ株式会社において国内販売事業に関わる経験を有しており、特に営業に関して高い知見と実績を備えております。また、現在、同社の取締役兼常務執行役員を務めるなど、経営者として豊富な経験、実績および識見を有しております。</p> <p>当社は、同氏が当企業グループの長期的な企業価値向上に貢献できる者であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
4	<p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>くりばやし つとむ 栗林 勉 (1964年5月30日生)</p> <p><取締役在任年数> (本総会終結時) 1年7か月</p> <p><取締役会出席状況> 20回/20回</p>	<p>1993年4月 弁護士登録</p> <p>1999年11月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2003年4月 栗林総合法律事務所代表弁護士(現任)</p> <p>2009年4月 法務省法制審議会委員(非訟事件手続法・家事審判法部会)</p> <p>2014年4月 東京弁護士会副会長</p> <p>2014年6月 株式会社久世社外取締役</p> <p>2016年3月 D&Fロジスティクス投資法人監督役員(現任)</p> <p>2017年2月 エアハース・インターナショナル株式会社監査役(現任)</p> <p>2018年4月 関東弁護士会連合会副理事長</p> <p>2020年11月 当社社外取締役(現任)</p>	0株
<p><選任理由および期待される役割の概要></p> <p>栗林勉氏は、現に社外取締役であります。</p> <p>同氏は、弁護士であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点と豊富な経験および幅広い識見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p data-bbox="243 556 308 591">新任</p> <p data-bbox="243 616 308 651">社外</p> <p data-bbox="243 651 444 727">おおたはら しゅうたろう 大田原 就太郎 (1963年9月9日生)</p>	<p data-bbox="468 193 1180 228">1988年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p data-bbox="468 228 1180 288">2009年4月 株式会社三井住友銀行コーポレート・アドバイザリー本部(大阪)部長</p> <p data-bbox="468 288 1180 349">2010年1月 日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社） 投資銀行本部本部長補佐</p> <p data-bbox="468 349 1180 384">2011年4月 SMB C日興証券株式会社投資銀行本部本部長補佐</p> <p data-bbox="468 384 1180 418">2012年4月 同社事業法人・投資銀行業務推進部長</p> <p data-bbox="468 418 1180 453">2013年4月 同社ホールセール事業推進部長</p> <p data-bbox="468 453 1180 514">2014年4月 株式会社三井住友銀行コーポレート・アドバイザリー本部第二部長</p> <p data-bbox="468 514 1180 548">2016年4月 同行公共・金融法人部長</p> <p data-bbox="468 548 1180 583">2017年5月 沖電気工業株式会社経営企画本部経営企画部上席主幹</p> <p data-bbox="468 583 1180 644">2018年4月 同社経営企画本部経営企画部グローバルグループ統括室長</p> <p data-bbox="468 644 1180 704">沖ウィンテック株式会社（現OK Iクロステック株式会社） 取締役</p> <p data-bbox="468 704 1180 765">2018年10月 株式会社沖電気カスタマアドテック（現OK Iクロステック株式会社） 取締役</p> <p data-bbox="468 765 1180 825">2019年4月 OK Iクロステック株式会社取締役（現任）</p> <p data-bbox="468 825 1180 886">株式会社OK Iプロサーブ取締役</p> <p data-bbox="468 886 1180 946">沖電気工業株式会社執行参与経営企画本部経営企画部グローバルグループ統括室長</p> <p data-bbox="468 946 1180 981">2020年4月 同社執行役員コーポレート本部経営企画部長</p> <p data-bbox="468 981 1180 1016">2021年4月 株式会社J E C C取締役（現任）</p> <p data-bbox="468 1016 1180 1076">2022年4月 沖電気工業株式会社執行役員コーポレート副本部長 コーポレートコミュニケーション統括部長（現任）</p>	0株
<p data-bbox="254 1094 712 1120"><選任理由および期待される役割の概要></p> <p data-bbox="254 1127 1339 1256">大田原就太郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社の大株主である沖電気工業株式会社において執行役員を務めておりますが、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。当社は、同氏の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
6	<div data-bbox="243 384 308 420" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div data-bbox="243 443 308 479" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div data-bbox="337 443 402 479" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> <div data-bbox="243 479 446 556"> <small>やまうち まり</small> 山内 麻理 (1959年11月23日生) </div>	1982年 7 月 丸紅株式会社入社 1986年11月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 1990年 8 月 野村インターナショナルP L Cロンドンシニアマネジャー 1992年11月 J Pモルガン証券株式会社キャピタルマーケッツ ヴァイスプレジデント 1998年 4 月 シティバンクNA東京支店個人金融本部ディレクター 2005年 8 月 U B S証券株式会社東京支店マネジングディレク ターウェルスマネジメント商品サービス本部長 2012年 7 月 カリフォルニア大学バークレー校東アジア研究所 客員研究員 2014年 4 月 フランス国立労働経済社会研究所（L E S T - C N R S）客員研究員 同志社大学技術企業国際競争力研究センター客員教授 2018年 7 月 日興アセットマネジメント株式会社社外取締役（現任） 2018年 9 月 公立大学法人国際教養大学客員教授（現任）	0株
<p><選任理由および期待される役割の概要> 山内麻理氏は、社外取締役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。 同氏は、人事・人材開発および資本市場に関する豊富な経験や知見を有しており、また第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言をいただくため、社外取締役候補者としております。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 丸井武士、小林俊夫、および栗林 勉の3氏は、現に当社取締役であり、当社における地位および担当は、添付書類の事業報告「4. (1) 取締役および監査役の氏名等」(41頁)に記載のとおりであります。
3. 当社は、栗林 勉氏との間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。当社は、同氏が再任された場合には、同氏との間で引続き当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、社外取締役候補者大田原就太郎および山内麻理の両氏の選任が承認された場合には、両氏との間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、本議案により就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。

<ご参考> 取締役のスキルマトリックス

第3号議案が承認された場合の各取締役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	財務・ファイナンス	マーケティング・営業	IT・テクノロジー・DX	製造業における知識と経験	法律・ガバナンス・リスクマネジメント	人事労務・人材開発	グローバル	サステナビリティ・多様性・ESG
丸井 武士	代表取締役社長	○		○	○	○	○	○		○
小林 俊夫	取締役	○	○				○	○		○
松原 秀之	取締役	○		○	○	○				
栗林 勉	社外取締役		○				○		○	
大田原 就太郎	社外取締役	○	○	○		○	○		○	○
山内 麻理	社外取締役	○	○				○	○	○	○

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役2名を選任いたしたいと存じます。

候補者山崎勇人氏は社外監査役清水建成氏の補欠として、また、候補者八木亨氏は社外監査役高口洋土氏の補欠として、それぞれ選任するものとします。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やまざき はやと 山崎 勇人 (1977年7月18日生)	2005年10月 弁護士登録 2013年7月 翔和総合法律事務所パートナー(現任) 2016年6月 当社補欠監査役 当社独立委員会委員(現任)	0株
	<選任理由> 山崎勇人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。 同氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者としております。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	やぎ とおる 八木 亨 (1985年3月20日生)	2007年4月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所(2017年8月退所) 2010年10月 公認会計士登録 2017年9月 株式会社AGSコンサルティング入社 2019年1月 鷗殿知夫税理士事務所入所(現任) 八木亨公認会計士事務所設立(現任) 2019年3月 税理士登録 2021年6月 当社補欠監査役 当社独立委員会委員(現任)	0株
	<p><選任理由></p> <p>八木亨氏は、補欠の社外監査役候補者であります。</p> <p>同氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、山崎勇人および八木亨の両氏が監査役に就任する場合は、両氏の間で当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期中に在任しました取締役4名(社外取締役3名を除く)に対し、当期業績等を勘案して、役員賞与支給総額5,340,000円を支給することといたしたいと存じます。

本議案は、当事業年度の業績、各取締役の実績等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

なお、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)の件

当社が2019年6月27日開催の第16回定時株主総会の決議に基づき導入(更新)しました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「旧ルール」といいます。)は、本総会終結の時をもって有効期間満了となります。

これに伴い、2022年5月24日開催の当社取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。基本方針および基本方針の実現に資する特別な取組みにつきましては、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載の「法令および定款に基づくインターネット開示事項(会社の体制および方針・連結注記表・個別注記表)」会社の体制および方針「(2)当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおりであります。)に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、改定後のものを「本ルール」といいます。)を導入(更新)することについて、本総会に付議することを決議いたしました。

つきましては、当社定款第16条の定めに基づき、本ルールを導入(更新)することにつき、ご承認いただきたいと存じます。

なお、本ルールにおいて旧ルールから見直した内容の概要は、次のとおりであります。

<主な改訂の概要>

導入（更新）に伴う有効期間の変更その他の所要の改訂を行いました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの
- ⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、2021年6月に2021年度から2023年度の3か年を計画期間とした中期経営計画（サクサは変わる。）を公表し、3つの戦略「事業を変える。」「財務を変える。」「ガバナンスを変える。」を掲げ、始動しました。

また、当企業グループは、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容に沿ったガバナンス体制を構築しておりますが、企業価値最大化に向け、継続してコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みに対する 当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本ルールを導入（更新）することが、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要不可欠であると判断しました。

(1) 本ルールの必要性

大量取得行為は、それが成就すれば、当企業グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

また、実際には、大量取得者に関する十分な情報の提供なくしては、当社株主が当該大量取得行為による当企業グループの企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。

よって、大量取得者から当社株主の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大量取得者の提案する経営方針等が当企業グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して当社株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が、大量取得者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を当社株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

しかしながら、近時の日本市場と法制度の下においては、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量取得行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

すなわち、金融商品取引法（公開買付制度および大量保有報告制度）の改正（旧証券取引法平成18年改正）により、現経営陣の賛同を得ることなく突然に公開買付けが行われた場合に、公開買付届出書における開示の充実、買付対象者が公開買付者に対して質問を行う機会（質問権）の付与等がなされたことによって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、同改正がなされた現在においてもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買い集め行為を法的に制限することがいずれもできないなど、同改正が敵対的買収に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

かかる状況のもとにおいては、当社は、大量取得者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大量取得行為に対する対抗措置である本ルールを導入しておくことが必要と考えております。

本ルールは、当企業グループの企業価値および株主共同の利益に資さない敵対的買収を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また、公開買付開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであることから、本ルールを導入することは、当社の取締役としての責務であると考えております。

(2) 本ルールの合理性

本ルールは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること
- ② 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること
- ③ 買収防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること
- ④ 独立性の高い独立委員会の設置および買収防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること
- ⑤ 本ルールの有効期限が2024年3月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会により、経営環境の変化、買収防衛策の動向、社会情勢等から総合的に判断し、いつでも廃止できること

なお、当社取締役会は、本ルールの導入（更新）を行うことについて独立委員会へ諮問し、独立委員会から適当である旨の勧告を受けております。

4. 本ルールの内容等

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

サクサホールディングス株式会社

1. 導入（更新）の目的

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本ルール」といいます。）を導入（更新）するものです。当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑制し、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

2. 本ルールの内容

(1) 対象となる買付者

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下、あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、本ルールに定める手続きにしたがい、以下（2）において定める防衛策（以下、「防衛策」といいます。）の発動に係る手続きを行います。

なお、以下、買付け等を行う買付者および買付提案者を「買付者等」といいます。

- ① 当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等の株券等保有割合（※3）の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付け（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）およびその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第27条の23第1項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義。以下、②において同じとします。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義。以下、別段の定めがない限り同じとします。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年11月26日大蔵省令第38号）第3条第1項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

(2) 防衛策の内容

買付者等が出現し、本ルールに定められた手続きを経た結果、防衛策を発動すべきとの結論に達した場合には、新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当を実施することにより、買付者等の当社株券等保有割合を低下させます。

3. 防衛策の発動に係る手続き

(1) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け等を行う場合には、まず当社に対しての買付け等を一定期間停止していただきます。次に、買付者等には買付け等に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の「誓約書」および次に定める買付者等の買付け等の内容の検討に必要な情報を当社取締役会にて適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、当社の定める書式（以下、「買付説明書」といいます。）により日本語で回答期限内に提出していただきます。

買付け等停止の一定期間とは、後記「4.（6）」に記載する当社取締役会決議の時までとします。

【必要情報】

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）
- ② 買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性を含みます。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、買付資金調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付け後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑥ 買付け後の従業員、顧客、取引先、地域社会等ステークホルダーに関する方針
- ⑦ 当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧ 政府当局の承認、第三者の同意、法律の適用可能性等の状況
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的な判断に必要なとする情報

当社取締役会では、「買付説明書」の記載内容が不十分だと判断した場合または後記「4.（3）」に記載する独立委員会から記載内容が不十分であると指摘があった場合は、回答に必要な期限を定めたとうえで、買付者等に追加の情報を再提出していただくよう要請します。

(2) 当社取締役会による「買付説明書」の検証、買付者等との交渉および代替案の提示

当社取締役会は、買付者等が本ルールを遵守し、必要十分な情報が記載された「買付説明書」が提出された場合、「買付説明書」受領後、当社取締役会にて当企業グループの企業価値、株主共同の利益の確保または向上の観点から買付者等の買付案の検証および買付者等との交渉を開始します。

当社取締役会は、買付け等の提案があった事実ならびに「買付説明書」の評価、検討および検証結果ならびに必要に応じて作成する代替案を記載した「意見表明書」、その他株主の皆様の判断のために必要と認められる情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、防衛策の発動を相当と認める場合には、独立委員会に「買付説明書」および「意見表明書」を提出し、防衛策の発動の適否について諮問します。

4. 買付け等が行われた場合の対応

(1) 買付者等が本ルールを遵守した場合

買付者等が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該買付け等に反対であったとしても、当該買付け等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、当該買付け等に対する防衛策を原則として発動いたしません。買付者等の買付け等に応じるか否かは、株主の皆様において、「買付説明書」の内容および「意見表明書」において提示する当該買付け等に対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、買付者等が本ルールを遵守している場合でも、買付者等の買付け等の内容が次の防衛策発動要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当と取締役会が認める場合は、独立委員会から防衛策発動の判断が適当であるとの勧告を受けた場合に限り、当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することを予定しております。

<防衛策発動要件>

- ① 次に掲げる行為等により、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある買付け等である場合
 - ア. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為。
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。
 - ウ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。
 - エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。
 - ② 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等である場合
 - ③ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の可能性、買付け等の後の経営方針または事業計画、買付け等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーに対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付け等である場合
- (2) 本ルールを遵守しない場合

買付者等が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法のいかんにかかわらず、当社取締役会は当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として防衛策を発動し、当該買付け等に対抗することを予定しております。

(3) 独立委員会

買付者等が本ルールを遵守していないこと、あるいは遵守している場合でも、買付者等の買付け等の内容が防衛策発動要件のいずれかに該当し、防衛策を実施することが相当であることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、社外有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）3名以上で構成する独立委員会を設置します。独立委員会の勧告内容については、その概要を適時情報開示することといたします。

(4) 評価期間の設定

買付者等の買付け等について当社取締役会が評価、検討を行うための時間的猶予として評価期間を設定します。評価期間は、必要十分な情報が記載された「買付説明書」を当社取締役会が受領した日から90日とします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うに至らず、評価期間延長が必要な場合、独立委員会に対し、評価期間延長が必要な理由、延長期間その他適切と思われる事項について記載した書面を提出し、諮問します。独立委員会が評価期間延長について認める勧告を行った場合に限り、当該評価期間を延長することができるものとします。

また、当該評価期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。上記により評価期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長された評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うよう最大限努めるものとします。評価期間が延長された場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と思われる事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

なお、評価期間の延長は、当初の評価期間から30日間を上限とします。

(5) 独立委員会の勧告

本ルールにおいては、上記「4. (1)」に記載のとおり買付者等が本ルールを遵守した場合には原則として防衛策を発動いたしません。しかし、上記「4. (1)」に記載する防衛策発動要件に該当する場合ならびに「4. (2)」に記載する買付者等が本ルールを遵守しない場合において防衛策を発動するときには、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は、独立委員会に対し防衛策発動の適否について諮問し、独立委員会は本ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで防衛策の発動または不発動の勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会から防衛策の発動が適当であるとの勧告があった場合に限り、防衛策を発動する決議を行います。

(6) 当社取締役会の決議

本ルールにおいては、本ルールに記載した条件にしたがい本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

当社取締役会は、独立委員会の上記「(5)」の勧告にしたがい、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき、上記「(4)」の評価期間満了日までに防衛策の発動または不発動等の決議を行うものとします。

上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が防衛策の不発動に関する決議を行うまでの間、買付け等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、防衛策の発動を決議した後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、無償割当の効力が発生するまでの間においては本新株予約権の無償割当を中止する旨の新たな決議を、また、無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間においては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな決議を、それぞれ行うことができるものとします。

- ① 当該決議後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合
- ② 当該決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当を実施することまたは行使を認めることが相当でない場合

5. 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間（以下、「有効期間」といいます。）は、2022年3月期（2021年度）に関する定時株主総会終結の時から2024年3月期（2023年度）に関する定時株主総会終結の時までとします。

6. 本ルールの廃止および変更

(1) 本ルールは、有効期間の満了前であっても、次の決議が行われた場合、その時点で廃止することができます。したがって、本ルールは、株主の皆様のご意向によりこれを廃止することが可能です。

- ① 当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合
- ② 当社取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合

(2) 本ルールは、有効期間中であっても独立委員会の勧告にしたがい、当社取締役会の決議により一部見直しもしくは変更を行う場合があります。

当社は、本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容、その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(3) 本ルールで引用する法令の規定は、2022年5月23日現在施行されている規定を前提としており、同日以後法令の制定または改廃により引用する条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該制定または改廃の趣旨を考慮のうえ、引用する条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

7. 本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足

本ルールは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」その他近年の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致しております。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本ルールは、株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入（更新）させていただくものです。さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、本ルールの導入および廃止には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立委員会の設置と情報開示

当社は、本ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。独立委員会は、社外有識者（弁護士、公認会計士等）3名以上で構成されます。実際に買付け等がなされた場合には、上記「4.（5）」に記載のとおり、独立委員会が、本ルールにしたがい、当社取締役会による防衛策発動の適否を勧告します。

当社取締役会は、その勧告の内容について適時に情報開示するとともに、当該勧告にしたがい、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき防衛策の発動または不発動等の決議を行います。

このように、当社取締役会が恣意的に防衛策の発動を行うことのないよう、独立委員会によって、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をするものであり、当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するべく本ルールの公正、適正な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的、客観的要件の設定

当社取締役会が防衛策を発動できるのは、上記「4.」に記載する、買付者等が本ルールを遵守しても、防衛策発動要件のいずれかに該当する場合および本ルールを遵守しない場合に限られており、本ルールは当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

(5) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さと客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、買付者等が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

8. 株主の皆様等への影響

(1) 本ルールの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本ルールの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。ただし、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使に必要な金銭の払込、その他後記「(3) ①」に記載する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、当社は、当社取締役会の決定により、後記「(3) ②」に記載する手続により、(i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、または(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、あるいは(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者に該当する者(以下、(i)ないし(vi)を「非適格者」と総称します。))以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者に該当する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(注) 非適格者の(i)ないし(vi)は、次のとおり定義されます。

ア。「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。))。

イ。「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。))。

ウ。「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本ウ.において同じ。))の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本ウ.において同じ。))を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。))に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合を合計して20%以上となる者をいう。

エ。「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。))。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

オ.ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。))をいう。

(3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。))その他の本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり、金1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める行使価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

② 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者に該当する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

(別紙1) 新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、金1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
非適格者に該当する者でないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が、別途定めるものとする。
なお、取得条項については、前項の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

(別紙2) 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等）の中から当社取締役会により選任される。
3. 委員の任期は、就任の時から就任時に有効である本ルールの有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
なお、委員に事故等があり、前項に記載する員数を満たすことができなくなった場合には、前項の要件を備えた者の中から当社取締役会によって新たに委員を選任する。
4. 独立委員会は、次の各号に記載される事項について本ルールに基づき決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
なお、独立委員会の各委員は、決定にあたって専ら当該買付け等が基本方針に照らして適当なものかどうか、買付者等の「買付説明書」の内容と当社取締役会の「意見表明書」の内容のどちらが当企業グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるものか、という観点からこれを行うことを要する。
 - ① 防衛策の発動もしくは不発動
 - ② 本ルールの変更の要否
 - ③ 評価期間の延長その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 独立委員会が必要とする情報およびその提出期限の決定
 - ② 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、「買付説明書」およびその記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、買付者等に追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から「買付説明書」および独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合は、当社取締役会に対して所定の期間内に、追加提出された買付者等の買付け等の内容に対する「意見表明書」その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席および独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（独立委員会の委員以外の専門家）の助言を得ることができる。
9. 代表取締役社長は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

(別紙3) 独立委員会の委員(候補者)の氏名および略歴

河野 敬(こうの たかし)氏
弁護士

〔略歴〕

1992年4月 弁護士登録
1997年6月 株式会社田村電機製作所監査役
2004年2月 当社社外監査役(2016年6月退任)
2004年4月 サクサ株式会社社外監査役(2016年6月退任)
2016年6月 当社独立委員会委員(現任)

山崎 勇人(やまざき はやと)氏
弁護士

〔略歴〕

2005年10月 弁護士登録
2013年7月 翔和総合法律事務所パートナー(現任)
2016年6月 当社補欠監査役
当社独立委員会委員(現任)

八木 亨(やぎ とおる)氏
公認会計士 税理士

〔略歴〕

2007年4月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所(2017年8月退所)
2010年10月 公認会計士登録
2017年9月 株式会社AGSコンサルティング入社
2019年1月 鶴殿知夫税理士事務所入所(現任)
八木亨公認会計士事務所設立(現任)
2019年3月 税理士登録
2021年6月 当社補欠監査役
当社独立委員会委員(現任)

※ 委員(候補者)と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度の期首から、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額および前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

なお、当該会計基準等を適用したことに伴う当連結会計年度の売上高に与える影響につきましては、「連結注記表 II. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、またウクライナ情勢等による経済活動への影響が懸念され、先行きは不透明であり、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

また、当企業グループにおいては、引き続き半導体を中心とした部材調達難と販売機会損失に加え、調達価格の高騰による事業活動への影響がありました。

このような経済環境の中で、当企業グループは、2021年6月に2021年度から2023年度の3か年を計画期間とした中期経営計画(サクサは変わる。)を公表し、2026年3月期には、売上高400億円、営業利益25億円、ROE6.5%以上を長期目標に、3つの戦略「事業を変える。」「財務を変える。」「ガバナンスを変える。」を掲げ、始動いたしました。

「事業を変える。」について、連結子会社であるサクサ株式会社は、中堅・中小企業向けサイバー保険付きUTM(統合脅威管理アプライアンス)「SS6000」シリーズの販売を開始いたしました(2022年2月)。(成長事業：ITビジネス)

同じく、サクサ株式会社は「調達改革プロジェクト」を新設し、部品の調達難による販売機会損失および調達価格の高騰に、迅速かつ効率的に対応することを目的に活動を開始いたしました(2021年12月)。

また、連結子会社である株式会社システム・ケイは、株式会社アートと車両ナンバー認識システムと入退室管理システムが連携した入退場車両ナンバーシステムを共同開発し、販売を開始いたしました(2022年2月)。また、株式会社アートと日本コンピュータビジョン株式会社と新しいアクセスセキュリティの入退室顔認証システムを共同開発し、販売を開始いたしました(2022年4月)。(成長事業：ビジュアルソリューション)

サクサシステムアメージング株式会社は、サクサ株式会社と連動し、S Iビジネスの拡大、経営資源の効率化を目的にサクサ株式会社を存続会社とし合併いたしました(2022年1月)。(成長事業：S Iビジネス)

「財務を変える。」について、保有資産の有効活用を図るため、政策保有株式の一部売却を実施しました。また、保有不動産の流動化・収益化については、入札結果に基づき優先交渉先を決定し、交渉を開始いたしました(2022年3月)。

「ガバナンスを変える。」について、ガバナンス強化へ向けたグループ再編を実施し、プロダクト事業を展開する中核会社のサクサ株式会社とソリューション事業を展開する中核会社の株式会社システム・ケイとのツートップ体制によるグループ経営を開始いたしました(2022年1月)。また、投資家とのコミュニケーション強化に向けて、個人投資家向け会社説明会を実施いたしました(2022年3月)。さらに、今後のさらなる成長に向けて、多様な人材活用による新たな価値を創造し、多様性を受け入れ、相互に認めあう組織風土を醸成していくため、「ダイバーシティ&インクルージョン推進委員会」を新設いたしました(2021年11月)。

当連結会計年度の売上高は、30,793百万円(前年同期は36,561百万円)となりました。売上高のうち、成長事業の売上高は、9,552百万円(前年同期は10,273百万円)となり、コロナ禍に伴う働き方改革を追い風に市場環境は整っておりましたが、資材および部品の調達難によりI TビジネスおよびS Iビジネスの販売減少となりました。一方、基盤事業の売上高は、21,241百万円(前年同期は26,287百万円)となり、主に、資材および部品の調達難によりボタン電話装置の販売が大幅に減少いたしました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は2,416百万円減少しており、成長事業の売上高は481百万円、基盤事業の売上高は1,934百万円それぞれ減少いたしました。

利益面では、資材および部品の調達価格の高騰に伴う材料費増加に加え、前期から取組んでいる不適切な会計処理に対応した改善措置実行費用、監査報酬等の増加はありましたが、経常利益が471百万円（前年同期は2,269百万円）、投資有価証券売却益447百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,208百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失217百万円）となりました。

分野別の営業の概況は以下のとおりです。

① ネットワークソリューション分野

ネットワークソリューション分野の売上高は、21,886百万円（前年同期は24,798百万円）となりました。これは、ビジュアルソリューションの売上増加はありましたが、ボタン電話装置およびITビジネスの売上減少によるものです。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は682百万円減少いたしました。

② セキュリティソリューション分野

セキュリティソリューション分野の売上高は、8,907百万円（前年同期は11,762百万円）となりました。これは、生産受託の売上が減少したことによるものです。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1,733百万円減少いたしました。

(2) 対処すべき課題

当企業グループは、当企業グループの不適切な会計処理等の問題に関して、2020年10月7日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で公表いたしました特別調査委員会の調査報告書記載の再発防止策の提言を踏まえ、2020年11月16日付「再発防止策の策定について」を、また、同年12月4日付で「改善報告書」をそれぞれ公表し、改善措置を実行し、2021年6月18日付で株式会社東京証券取引所に「改善状況報告書」を提出するに至りました。

しかしながら、2021年6月29日付の「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」のとおり、2021年3月期において、開示すべき重要な不備があり内部統制は有効でない旨を公表しております。

当連結会計年度の中で、内部統制（再発防止策）の整備状況および運用状況について概ね目処がつかしましたが、再発防止策を確実に実行し、内部統制を有効にすることが、事業上、財務上の課題を解決するための最優先課題であると判断しております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、212百万円であり、新商品の開発用機器および生産用設備等であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社の子会社における設備投資資金等として、当社が長期借入により資金を調達いたしました。

また、短期資金の調達枠の確保を目的に、シンジケート方式によるコミットメントライン契約（70億円）を締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 16 期	2019年度 第 17 期	2020年度 第 18 期	2021年度 第 19 期 (当 期)
売 上 高 (百万円)	39,452	39,300	36,561	30,793
経 常 利 益 (百万円)	1,869	2,269	2,269	471
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	1,027	974	△217	1,208
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	175.86	166.82	△37.31	206.95
総 資 産 (百万円)	39,321	37,675	36,483	36,917
純 資 産 (百万円)	22,610	22,519	23,033	23,568
1株当たり純資産 (円)	3,843.91	3,821.94	3,909.56	4,036.46

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) の金額を期中平均の発行済株式の総数で除して算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、純資産の金額（非支配株主持分を控除後）を期末発行済株式の総数で除して算出しております。
3. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」および「1株当たり純資産」は、自己株式を控除して算出しております。
4. 2019年度（第17期）において、過年度における不適切な会計処理および誤謬が判明し、金融商品取引法の規定に基づき過年度の有価証券報告書を訂正したため、第16期の財産および損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。
5. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2022年3月31日現在）

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サクサ株式会社	10,700百万円	100%	情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供
株式会社システム・ケイ	310百万円	100%	インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用ならびにこれらに付帯するサービスの提供
サクサテクノ株式会社	400百万円	100%	通信機器・情報機器の製造、販売およびこれらに付帯するサービスならびに物品の梱包荷役、運輸の提供

- (注) 1. 当社の出資比率は間接保有を含んでおります。
 2. 連結子会社は上記の重要な子会社3社を含む6社、持分法適用会社は3社であります。
 3. 当社の連結子会社であるサクサ株式会社とサクサシステムアメージング株式会社は、2022年1月1日付で合併（サクサ株式会社を存続会社とする吸収合併）いたしました。
 4. 当社の連結子会社であるサクサテクノ株式会社とサクサプレジジョン株式会社は、2022年1月1日付で合併（サクサテクノ株式会社を存続会社とする吸収合併）いたしました。
 5. 当社の連結子会社であるサクサプロアシスト株式会社は、2022年1月4日付で新設分割（サクサプロアシスト株式会社を分割会社、SPA株式会社を新設会社とする分割型新設分割）いたしました。
 6. 当社の連結子会社であるサクサテクノ株式会社とサクサプロアシスト株式会社は、2022年1月4日付で合併（サクサテクノ株式会社を存続会社とする吸収合併）いたしました。
 7. 新設会社として設立されたSPA株式会社は、2022年1月4日付で商号をサクサプロアシスト株式会社に変更いたしました。
 8. 当社は2022年3月25日付で株式会社システム・ケイの全株式を取得し、100%子会社としております。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	サクサ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
当社および当社の完全子会社等における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	19,359百万円
当社の総資産額	22,895百万円

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供からなる事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

- ① 当 社
本 社 東京都港区
- ② 子 会 社 サクサ株式会社
本 社 東京都港区
相 模 原 オ フ ィ ス 神奈川県相模原市
新 宿 オ フ ィ ス 東京都新宿区
米 沢 事 業 場 山形県米沢市
支 社 5 拠点
営 業 所 6 拠点
- ③ 子 会 社 株式会社システム・ケイ
本 社 北海道札幌市
- ④ 子 会 社 サクサテクノ株式会社
本 社 ・ 工 場 山形県米沢市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
合 計	1,108名	△17名

(注) 従業員数には、非常勤嘱託および臨時従業員112名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,217百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	671百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	358百万円

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	24,000,000株
(2) 発行済株式の総数	6,244,962株
(3) 株主数	4,256名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
沖電気工業株式会社	814千株	13.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	548千株	9.3%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	381千株	6.5%
株式会社グロセ	236千株	4.0%
株式会社みずほ銀行	233千株	4.0%
株式会社三井住友銀行	176千株	3.0%
水元公仁	169千株	2.9%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	148千株	2.5%
サクサグループ従業員持株会	114千株	1.9%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD- SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	109千株	1.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式405,132株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。
3. 沖電気工業株式会社の持株数には、沖電気工業株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式605,980株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 沖電気工業口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。)
4. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式177,800株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。)
5. 2021年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者1名が2021年12月8日現在で565,500株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。
- | | |
|---------|---------------|
| 大量保有者 | 重田光時氏他共同保有者1名 |
| 保有株式等の数 | 565,500株 |
| 株券等保有割合 | 9.06% |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
丸井 武士	代表取締役社長	サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員
市川 修	取締役 ソリューション事業戦略、 IT戦略担当	株式会社システム・ケイ取締役
上田 康夫	取締役 経営戦略、IR戦略担当 兼IR室長	—
小林 俊夫	取締役 財務戦略、内部統制担当 兼グループ内部統制室長	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
片桐 勇一郎	取締役 (社外取締役)	沖電気工業株式会社上席執行役員ソリューションシステム 事業本部副本部長
栗林 勉	取締役 (社外取締役)	栗林総合法律事務所 代表弁護士
越野 純子	取締役 (社外取締役)	フロンティア・マネジメント株式会社カンパニー経営企画 部門シニアディレクター
嶋中 健	常勤監査役	サクサ株式会社監査役
和田 聡	監査役	サクサ株式会社常勤監査役
清水 建成	監査役 (社外監査役)	神谷町法律事務所 弁護士
高口 洋士	監査役 (社外監査役)	税理士法人南青山会計 代表社員 南青山監査法人 パートナー

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ① 2021年6月29日開催の第18回定時株主総会において、新たに小林俊夫および越野純子の両氏が取締役を選任され就任いたしました。
- ② 2021年6月29日開催の第18回定時株主総会において、新たに和田聡および高口洋士の両氏が監査役を選任され就任いたしました。
- ③ 2021年6月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、竹内佐和子氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
- ④ 2021年6月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、梅津光男および飯森賢二の両氏が任期満了により監査役を退任いたしました。

2. 監査役高口洋士氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役栗林勉および越野純子ならびに監査役清水建成および高口洋士の4氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
4. 沖電気工業株式会社は「2. (4) 大株主」(40頁)に記載の当社の大株主であります。
5. 上記のほか、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

<ご参考>

取締役の異動 (2022年4月1日付)

取締役の兼職先での異動

取締役 片桐勇一郎 沖電気工業株式会社常務執行役員ソリューションシステム事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間でそれぞれ、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全役員(子会社役員等を含む。)とした役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険の保険料は、全額会社で負担しており、被保険者である各役員(子会社役員等を含む。)による負担はありません。補填の対象は法律上の損害賠償金、争訟費用としております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役および監査役の報酬については、「企業価値の最大化を図り、株主の期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし、株主総会の決議により決定した報酬限度額の範囲において、次のとおり決定するものとしております。

ア. 常勤取締役の報酬体系は、「取締役報酬基本額」として7割、「会社業績分」として2割、「個人評価分」として1割で構成しております。

また、常勤取締役が代表権を有する場合は、「代表権付加分」を付加しております。

イ. 社外取締役および監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬としております。

ウ. 役員賞与については、当該事業年度における業績を考慮して、報酬委員会に諮問したうえで株主総会の決議をもって当該年度に在任した社外取締役を除く取締役に対して支給することとしております。

エ. 社外役員を除く取締役および監査役は、役員持株会に報酬の一部を拠出することとしております。

上記の報酬方針の決定にあたっては、手続きの透明性および健全性を確保するため、取締役については報酬委員会からの答申に基づき、監査役については独立役員連絡会において意見を聴取したうえで、取締役会において決議しております。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会が各取締役の報酬金額を算定したうえで取締役会に答申し、取締役会が決定していることから当該報酬方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬限度額は、2006年6月29日開催の第3回定時株主総会において次のとおり決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（内社外取締役は2名）監査役の員数は4名（内社外監査役は2名）です。

取締役 年額 408百万円以内（使用人給与を除く）
 監査役 年額 72百万円以内

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬		業績連動報酬 等		
		うち会社業績 分	うち個人評価 分			
取締役 (うち社外取締役)	101 (24)	96 (24)	8 (-)	4 (-)	5 (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	29 (11)	29 (11)	- (-)	- (-)	- (-)	6 (3)
合計	131	126	8	4	5	

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等である賞与は、業績に応じ、株主総会決議をもって事業年度終了後3か月以内に支給いたします。

業績連動報酬等にかかる業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当事業年度の実績は1,208百万円であります。当該業績指標を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、取締役の報酬決定指標として相応しいものと判断したためであります。

業績連動報酬等の個別支給額は、当社細則に定める計算式を用い算出しております。なお、算出した報酬額は、報酬委員会において審議、勧告し、その結果を踏まえて決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

<社外取締役>

氏名	出席の状況	主な活動状況
片桐 勇一郎	取締役会 (20回中20回出席)	経営に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性および客観性の向上を目的として設置している指名委員会および報酬委員会の委員を務めております。
栗林 勉	取締役会 (20回中20回出席)	主に弁護士として法的な側面から取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性および客観性の向上を目的として設置している指名委員会の委員および報酬委員会の委員長を務めております。
越野 純子	取締役会 (16回中16回出席)	上場企業における企業経営に関する豊富な経験や知見から取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性および客観性の向上を目的として設置している指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務めております。

<社外監査役>

氏名	出席の状況	発言の状況
清水 建成	取締役会 (20回中20回出席)	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。
	監査役会 (18回中18回出席)	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。
高口 洋士	取締役会 (16回中16回出席)	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。
	監査役会 (13回中13回出席)	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。

- ② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

6. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

- (注) この事業報告中の記載金額、持株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切捨てて、また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	22,426	流 動 負 債	9,137
現金及び預金	6,993	支払手形及び買掛金	4,678
受取手形、売掛金及び契約資産	9,254	短期借入金	1,342
商品及び製品	1,569	未払金	621
仕掛品	615	未払費用	239
原材料及び貯蔵品	3,495	前受金	436
その他の貸倒引当金	500	未払法人税等	171
	△1	未払消費税等	261
		製品保証引当金	231
		賞与引当金	882
		役員賞与の引当金	14
		その他	258
固 定 資 産	14,490	固 定 負 債	4,210
有 形 固 定 資 産	7,981	長期借入金	1,520
建物及び構築物	973	延税負債	117
機械装置及び運搬器具	175	退職給付に係る負債	1,894
器具備品	248	役員退職慰労引当金	38
土地	6,568	預り保証	483
リース資産	1	その他	157
その他	13		
無 形 固 定 資 産	1,064	負 債 合 計	13,348
ソフトウェア	1,025		
その他	39	(純資産の部)	
投 資 其 他 の 資 産	5,444	株 主 資 本	22,940
投資有価証券	4,034	資本金	10,836
長期延前払金の	107	資本剰余金	5,890
繰延税の	846	利益剰余金	7,464
繰延税の	537	自己株	△1,251
貸倒引当金	△80		
		その他の包括利益累計額	628
		その他有価証券評価差額金	664
		為替換算調整勘定	35
		退職給付に係る調整累計額	△71
		純 資 産 合 計	23,568
資 産 合 計	36,917	負 債 純 資 産 合 計	36,917

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科		目		金		額		
				百万円		百万円		
売 売	上 上	上 及	上 業	総 一	原 般	利 管	理 益	30,793
								21,596
販 管	費	業	業	外	息	及	取	9,197
								9,090
営	受	取	利	外	息	及	取	107
営	持	分	法	に	よ	る	び	95
	受	取	取	に	よ	る	取	94
	受	取	取	に	よ	る	取	10
	債	務	務	に	よ	る	取	46
	為	替	替	に	よ	る	取	119
	そ	業	業	に	よ	る	取	4
		業	業	に	よ	る	取	63
	支	業	業	に	よ	る	取	31
	支	業	業	に	よ	る	取	17
	そ	業	業	に	よ	る	取	21
経	常	業	業	に	よ	る	取	70
特	別	業	業	に	よ	る	取	471
特	別	業	業	に	よ	る	取	7
	固	定	資	産	売	却	却	447
	投	資	有	証	券	売	却	0
	持	分	業	動	動	利	却	35
	事	業	取	譲	渡	解	却	100
	受	取	業	和	解	解	却	590
特	別	業	業	に	よ	る	取	4
	固	定	資	産	除	却	却	0
	投	資	有	証	券	売	却	0
	持	分	業	動	動	利	却	3
	弁	護	士	報	報	損	却	32
		護	士	報	報	損	却	40
税	金	等	調	前	当	期	純	1,022
	法	人	税	住	民	税	及	119
	法	人	税	民	税	等	調	△298
	法	人	税	民	税	等	調	△178
当	期	純	利	益	税	額		1,201
	非	支	配	株	主	に	帰	△7
親	会	社	株	主	に	帰	属	1,208

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

区 分	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 10,836	百万円 6,022	百万円 6,431	百万円 △1,250	百万円 22,039
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△175		△175
親会社株主に帰属する当期純利益			1,208		1,208
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△132			△132
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		△132	1,033	△0	900
当 期 末 残 高	10,836	5,890	7,464	△1,251	22,940

区 分	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 770	百万円 8	百万円 13	百万円 792	百万円 201	百万円 23,033
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△175
親会社株主に帰属する当期純利益						1,208
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減						△132
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△105	27	△84	△163	△201	△365
当 期 変 動 額 合 計	△105	27	△84	△163	△201	535
当 期 末 残 高	664	35	△71	628	-	23,568

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,558	流 動 負 債	2,187
現金及び預金	1,339	短期借入金	1,248
受取手形	531	未払金	22
関係会社短期貸付金	525	未払費用	8
未収入金	102	未払消費税等	41
未収還付法人税等	46	賞与引当金	30
その他の	11	役員賞与引当金	3
		関係会社預り金	820
		その他の	13
固 定 資 産	20,336	固 定 負 債	1,410
無形固定資産	0	長期借入金	1,410
ソフトウェア	0		
投資その他の資産	20,336	負 債 合 計	3,597
関係会社株式	20,217		
関係会社長期貸付金	101	(純資産の部)	
長期前払費用	1	株 主 資 本	19,298
繰延税金資産	16	資 本 金	10,836
		資 本 剰 余 金	9,254
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	6,254
		利 益 剰 余 金	459
		その他利益剰余金	459
		繰越利益剰余金	459
		自 己 株 式	△1,251
		純 資 産 合 計	19,298
資 産 合 計	22,895	負 債 純 資 産 合 計	22,895

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	270	
関係会社経営管理料	858	
関係会社商標使用許諾料	150	1,279
営 業 費 用		
一般管理費		1,023
営 業 利 益		256
営 業 外 収 益		
受取利息	6	
その他	7	13
営 業 外 費 用		
支払利息	37	
支払手数料	17	
その他	2	57
経 常 利 益		211
特 別 利 益		
受取和解金	100	100
特 別 損 失		
弁護士報酬等	32	32
税 引 前 当 期 純 利 益		279
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	△16	△10
当 期 純 利 益		290

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

区 分	科 目	株 主 資 本			
		資 本 金	資 本 剰 余 金		
			資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高		百万円 10,836	百万円 3,000	百万円 6,254	百万円 9,254
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計					
当 期 末 残 高		10,836	3,000	6,254	9,254

区 分	科 目	株 主 資 本			純 資 産 合 計
		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金			
		繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高		百万円 343	百万円 △1,250	百万円 19,183	百万円 19,183
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△175		△175	△175
当 期 純 利 益		290		290	290
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計		114	△0	114	114
当 期 末 残 高		459	△1,251	19,298	19,298

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

サクサホールディングス株式会社
取締役会 御 中

東光監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 昌 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 彦 潤 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 照 井 慎 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サクサホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

サクサホールディングス株式会社
取締役会 御中

東光監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 鈴木 昌也
業務執行社員指定社員 公認会計士 安彦 潤也
業務執行社員指定社員 公認会計士 照井 慎平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会としては、昨年 の 定時株主総会において常勤取締役を1名増員したことにより社外取締役と同数でなくなったことによる影響について監視してまいりましたが、常勤、社外を問わず取締役間において取締役会、タスクフォース、指名委員会および報酬委員会等で活発な議論がなされており、相互牽制機能が働いていることを確認しました。監査役会としては、適切な経営判断の前提となる取締役相互間の適時かつ十分な情報共有および健全な議論に基づく各会議体における審議を含めて、内部統制システムの整備運用について引き続き監視、検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員 の 地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

サクサホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	嶋 中	健 ㊟
監 査 役	和 田	聡 ㊟
社外監査役	清 水	建 成 ㊟
社外監査役	高 口	洋 士 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー 9F

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

TEL 03-5545-1722



(交通)

「六本木一丁目駅」西改札直結 (南北線)

「六本木駅」5番出口徒歩6分 (日比谷線・大江戸線)

